

# フレックスタイム制に関する労使協定

(事業所) \_\_\_\_\_ と (従業員代表) \_\_\_\_\_ とは、就業規則第 \_\_\_\_\_ 条に定めるフレックスタイム制  
に関し、次のとおり協定する。

## 第1条(適用対象者)

本協定でフレックスタイム制を適用する者は、次の者を除く全従業員とする。

- ① \_\_\_\_\_
- ② \_\_\_\_\_
- ③ \_\_\_\_\_

## 第2条(清算期間)

労働時間の清算期間は、毎月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 日までの1ヶ月間とする。

## 第3条(1日の標準労働時間)

1日の標準労働時間は \_\_\_\_\_ 時間とする。なお有給休暇または就業規則第 \_\_\_\_\_ 条に定める特別休暇のうち、「有  
休特別休暇」を取得した場合および事業場外労働に従事して労働時間を算定し難いときは、標準労働時間  
労働したものとみなす。

## 第4条(総労働時間)

清算期間における総労働時間は、清算期間中の所定労働日数に、1日の標準労働時間を乗じた時間とす  
る。

$$\text{総労働時間} = \text{時間} \times \text{の所定労働日数}$$

## 第5条(コアタイム)

コアタイムは、 \_\_\_\_\_ 時から \_\_\_\_\_ 時までとし、この時間は原則として勤務していなければならない。ただ  
し、 \_\_\_\_\_ 時から \_\_\_\_\_ 時までは休憩時間とする。

## 第6条(フレキシブルタイム)

フレキシブルタイムは、次のとおりとする。

始業時間帯 \_\_\_\_\_ 時 ~ \_\_\_\_\_ 時

終業時間帯 \_\_\_\_\_ 時 ~ \_\_\_\_\_ 時

時~	時~	時	時~	時 ~ 時
フレキシブルタイム	コアタイム	休憩	コアタイム	フレキシブルタイム

第7条(超過時間の取扱い)

一清算期間の実労働時間が第4条の総労働時間を超過したときは、会社は、超過した時間に対して賃金規程に定める時間外割増賃金を支給する。

第8条(不足時間の取扱い)

一清算期間の実労働時間が第4条に定める総労働時間に満たなかった場合は、時間を上限として翌月に繰り越すことができる。

ただし、不足時間が 時間を超えた場合は、その時間については不就業時間として に定めるところにより賃金を控除する。

第9条(遅刻・早退の取扱い)

従業員がコアタイムの全部又は一部を勤務しなかった場合においても、当該清算期間の実働時間が第4条に定める総労働時間を勤務している限りにおいて、賃金は控除しない。

ただし、賞与の査定に関しては、遅刻・早退又は欠勤回数を考慮するものとする。

第10条(休日出勤)

就業規則第 条に定める休日に勤務した場合は、フレックスタイム制は適用しないものとし、実働時間に対して賃金規程に定める休日割増賃金を支給するものとする。

第11条(有効期間)

本協定の有効期間は、 年 月 日から1年とする。

ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、社員代表のいずれからも申し出がないときには、さらに1年間有効期間を延長するものとする。

年 月 日

[使用者]

Ⓜ

[従業員代表]

Ⓜ